

問2 「電気関係報告規則」に基づく事故報告に関して、受電電圧6 600 Vの自家用電気工作物を設置する事業場における事故事例のうち、事故報告に該当しないものを次の(1)～(5)のうちから一つ選べ。

- (1) 自家用電気工作物の破損事故に伴う構内1号柱の倒壊により第三者の家屋等を損壊させた。
- (2) 小学生が小学校（自家用電気工作物）の構内で友人とボールで遊んでいたところ、ボールが構内の建物の屋根に上がってしまったため、ボールを取ろうと同校構内の関連施設に登って動力用の電線の接続部に触れて感電負傷し、治療のため5日間入院した。
- (3) 鶏舎の配電盤引込口から侵入したネズミが配電盤ブスバーに挟まれて短絡し、火災が発生し消防による消火が行われたが、当該鶏舎が半焼した。
- (4) 従業員が、機器の操作手順書等に記載されている本来の機器の操作手順と異なる操作を行い、高圧の誘導電動機を損壊させた。
- (5) 屋上外壁を高圧洗浄機にて洗浄していた清掃作業員が、誤ってキュービクル外面も高圧洗浄水にて洗浄してしまい、キュービクル上部の空気穴（金網）から洗浄水が浸入し、高圧交流負荷開閉器（LBS）2次側において相間短絡及び地絡事故が発生し、一般送配電事業者に供給支障が発生させたが、電気火災は発生せず、また、感電死傷者は出なかった。